

2月議会 一般質問②

<知事答弁、田辺再質問、知事再答弁>

<小川洋知事 答弁>

□仮設住宅の新たな指針の策定

お答え申し上げます。まず、当県におきます仮設住宅の現状と現在の取り組みについてでございます。

本県では阪神淡路大震災を踏まえまして、社団法人プレハブ建築協会と協定を締結いたしております。そのことで応急仮設住宅を迅速に建設する体制を整備しています。一方で、東日本大震災は、大規模で広域にわたる災害となったために、仮設住宅の建設用地、建設のスピード、寒冷地対策や高齢者対応など、住宅の仕様、スペックなどに課題があったと認識しております。

現在、議員もいろいろご指摘なされましたけど、東日本大震災を教訓とし、今後の震災に備えるために、国土交通省と都道府県との間でワーキンググループが立ち上がっております。本県もメンバーとして参画しているところです。その中で、今年度中に応急仮設住宅のあり方を検証し、都道府県による指針策定のためのマニュアルを作成することにしていきます。

今後の取り組みについてでございます。さきほど答弁いたしました年度内にワーキンググループで策定される予定のマニュアルを踏まえまして、また、福岡県の地域防災計画における被害想定、そして議員ご指摘の地域の特性を考慮いたしまして、指針を24年度の早い時期に策定してまいります。

指針の主な内容でございますけれども、建設候補地の選定、住宅仕様の整備など、平常時からの準備と、それから万が一の災害が起こりましたそのあとに対応すべき建設地、建設戸数および工事着手から撤去に至るまでの行程、それらについて、定めようと思っております。

この指針をもとに、市町村とも連携いたしまして、24年度内を目途に、応急仮設住宅が円滑に提供できる環境整備に取り組んでまいります。

自治会集会所、介護等サポート拠点の整備についてお尋ねがございました。これにつきましては、活用できる既存の施設、仮設住宅入居者の方々の状況等を踏まえまして、必要に応じ、**今般の東日本大震災で設置されましたような仮設のデイサービスセンター、あるいはグループホームといった施設を整備していくことを指針に盛り込んでまいります。**

建築士の皆さんによる仮設住宅の多様化に向けた動きについてでございます。

応急仮設住宅というものは、災害救助法に基づきまして、災害発生後、必要戸数を早急に建設し、被災者に提供する必要がございます。これら迅速性が求められている中で、ご指摘にありました暑さ、寒さの対策、高齢者の皆さんへの対応といった居住性の問題、あるいはコミュニティ機能、暮らす場所としての役割、これらについても考慮していくこととなります。

民間の建築士の皆さんの取り組みは承知していますが、このような応急仮設住宅に求められている要請、これを踏まえまして、**有効なご提案につきましては、今後の指針作りの参考にさせていただきたいと考えております。**

□宅老所支援費

次に、宅老所についてお尋ねがございました。今般、支援するに至った理由と来年度の事業の目的について、でございます。

まず、宅老所の機能について、いろいろ私ども把握をし、勉強してまいりましたところ、宅老所は、要介護認定を持たない高齢者の方の急な泊まりといった介護保険制度の枠を超えたニーズに柔軟に対応されておりまして、地域において高齢者の在宅生活を支援する役割を果たしていると、改めて認識をいたしました。

このため、来年度の事業におきましては、現に宅老所を利用されておられます高齢者の方やそのご家族の方々の、まず安心・安全、これを確保することを目的といたしまして、防災対策、バリアフリー化などの支援を行うこととしたものでございます。

宅老所の新規開設や夜間の人件費の支援についてお尋ねがございました。今回施策を検討するに当たりまして、宅老所の経営者の方々からは、開設資金の確保が大変であったと、あるいは、夜間の人件費の負担が大きいと、そういったお声もうか

がっております。

県としましては、こうした点も含めまして、宅老所に関する調査というものを実施することにいたしております、今これからやりまして、その結果、それから宅老所や市町村の方にも入っていただいて、研究会を組織いたします。

その研究会の場で、宅老所に求められる役割と、地域との連携のあり方などにつきまして研究したうえで、宅老所に対する今後の県の支援のあり方を検討させていただきます。

<田辺の要望と再質問>

ご答弁をいただきました。

宅老所に関して要望を1件と、仮設住宅に関して要望と再質問をさせていただけたらと思います。

宅老所支援費(要望)

宅老所に関しては、非常に知事が前向きに取り組んでいただいていること、今回一番、現場の方が喜んでらっしゃるのは、もう何十年も公が認めてくれないという環境で、ドキドキしながら事業をしていたということが、今回、名前を使ってくれた。実は、これが一番、現場の方は喜んでます。福岡県が私たちを認めてくれたんだ、と。

ですので、今回当然、一歩目となりますので、今回既存の事業者さんたちへの支援、これもうれしく思うんですが、あえて、新規事業、今後も考えていけないか、という質問をさせていただきました。

今年1年のこの事業の取り組みを大事にさせていただいて、2年、3年と政策を発展的な形にしていけるように尽力していただけたらと思いますので、これは要望としてお伝えいたします。

仮設住宅の新たな指針の策定(要望、再質問)

続いて、仮設住宅に関してです。指針について、24年度の早い時期に策定すると

いう決意を示していただきました。ただ一点、国土交通省のマニュアル策定の進捗を踏まえ、というニュアンスだったと思いますが、私としては、国も信頼をしていないというわけではないんですけども、国と併走する形で、県としてきちんと指針策定、地域特性をくみ上げながらやっていくべきではないかという風に思います。

やはり、国から下りてくるのを待つ、というタイムロスをなくすために、独自に検討作業を進めていただきたいと思います。

最後に再質問を一点だけお願いいたします。

新たな建築士さんたちの有志の動きに関してですが、彼らも迅速性、簡便性が必要だということはいやというほど理解をしたうえで、提案を出してくれています。有効な提案があれば取り入れることを検討するという旨の基本的には前向きなご答弁だったとは認識しているんですけども、例えば、今回、提示させていただいたような有志の動きはですね、どこで何が起きているか行政が把握しにくいという動きではなくて、財団の設立、そして本の出版という具体的に私たちが認知できる、表に出ている動きであって、しかも福岡県が発信源になっている。

行政には、やはり攻めるという姿勢が求められていると思いますし、積極的にこういった表に出ている人たちに対しては、情報を行政自らが取りに行くという姿勢をもって、臨んでほしいと思いますが、知事のお考え、この点だけ確認させていただいて、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

<知事の再答弁>

一般的に申し上げれば、行政の姿勢としては、積極性、これが大事だと思っています。そのうえで、ご指摘の点ですが、仮設住宅については、さきほど申し上げましたように、実際にそれを立てなければいけない。迅速かつ円滑に立てないと。そのための設計、資材供給、現場における施工体制、いろんなことが考慮されなければなりません。そういうことをおさえたうえで、いろいろ取り組み、動き、承知しておりますので、そういう動きの中で、有効なご提案については参考にしていきたい、と考えております。

以上